

## 地域医療支援病院について

東千葉メディカルセンターはこのたび、地域における医療の確保のために必要な要件を満たし、平成30年5月31日付で千葉県知事より「地域医療支援病院」の許可を受けました。

### ※地域医療支援病院とは

主に地域の医療機関からの紹介患者に対する医療の提供や、医療機器の共同利用、救急医療の提供及び地域の医療機関の医療従事者の資質向上のための研修を行ない、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備えた病院として、医療法に基づき医療審議会の意見を聞いて、知事が許可するものです。

#### ① 地域医療の推進

地域の診療所等の先生方から紹介された患者に対して、より専門的な治療や検査を行ない、患者の症状が安定した後は、紹介して頂いたかかりつけ医もしくはその他の適切な医療機関に逆紹介します。

#### ② 共同診療の実施

地域の開業医の先生方と共同で入院治療を進めていく開放型病床を有しています。また、高度医療機器（MRI、CT等）の共同利用も実施しています。

#### ③ 救急医療の提供

24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制のほかに重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに重症救急患者のために優先的に使用できる病床が確保されています。

#### ④ 医療従事者研修会の推進

地域の医師等医療関係者に年2回医師会等共催で病診連携懇談会や講演会等を実施し、地域の医療従事者の資質の向上のための研修を開催しています。

これまで以上に地域の医療機関との連携に努め、地域の医療の質の向上を図り、地域の皆様に信頼されるセンターになれるよう、一層の努力をしてまいります。

東千葉メディカルセンター長



地方独立行政法人 東金九十九歳地域医療センター  
**東千葉メディカルセンター**  
EASTERN CHIBA MEDICAL CENTER



**共同利用機器**

